

北村山公立病院業務委託スライド条項取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、北村山公立病院（以下「当院」という。）が締結する長期継続契約による業務委託について、契約期間中の賃金水準又は物価水準の変動に基づく契約金額の変更（以下「スライド」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期継続契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約をいう。
- (2) 直接人件費 受託者が委託業務に直接従事する者に対し、当該業務に従事した対償として支払う労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいい、健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額その他の法定福利費を含まない。
- (3) 物品費 食材費その他委託業務の履行に直接必要な物品の購入に要する費用で、特記仕様書でスライドの対象と定めたものをいう。
- (4) 最低賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づく山形県最低賃金の時間額をいう。
- (5) 物価指数 総務省統計局が公表する消費者物価指数のうち、山形市の年平均指数であって、特記仕様書で定める類又は品目のものをいう。
- (6) 想定率 予定価格又は提案上限額の算定に当たり、最低賃金又は物価指数の将来の変動を見込んだ年率で、賃金及び物価の別に特記仕様書で定めるもの（以下それぞれ「想定率（賃金）」及び「想定率（物価）」という。）をいう。特記仕様書に定めのないときは、0とする。
- (7) 基準日 履行開始日から12月を経過した日及びその後12月ごとの日をいう。
- (8) 未履行分契約金額 契約金額から基準日における既履行部分に相当する契約金額を控除した額をいう。

（対象契約）

第3条 この要領の対象となる契約（以下「対象契約」という。）は、長期継続契約による業務委託のうち、給食、清掃、設備管理、リネン、医事、滅菌・物品配送その他の人的労働を中心とする業務であって、次条の規定により対象契約である旨を明示したものとする。

（対象契約の明示）

第4条 対象契約とするときは、入札公告、指名通知、プロポーザル実施要項又は見積依頼（以下「公告等」という。）において、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 「本契約は、賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項を適用する契約である。」旨を記載すること。
- (2) 仕様書に特記仕様書（別添3）を添付し、スライドの対象経費、指標、想定率及び算定方法を明示すること。
- (3) 契約書案に特約条項（別添2）を添付すること。
- (4) 公募型プロポーザルにより受託者を選定する場合は、実施要項に対象契約である旨を明記するとともに、提案価格の積算の条件としてこの要領及び特記仕様書を添付すること。

2 前項の明示をしなかった契約は、対象契約としない。

（契約金額内訳書の提出）

第 5 条 受託者は、契約締結時に、直接人件費、物品費、業務管理費及び一般管理費等の額を記載した契約金額内訳書（別紙）を提出しなければならない。

2 前項の内訳書の提出がないときは、スライドを適用しない。

（スライドの請求）

第 6 条 当院又は受託者は、履行期間内で履行開始日から 12 月を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対してスライドを請求することができる。

2 前項の請求は、各基準日以後、当該基準日から残りの履行期間が 2 月以上ある場合に限り行うことができる。

3 スライドの算定は、各基準日において、直前の基準日（最初の基準日にあつては履行開始日）からの 1 年間の変動について行う。直前の基準日においてスライドの請求がなかった場合又はスライド額が 0 円であった場合も、同様とする。

（変動率の算定）

第 7 条 変動率は、次の各号に定めるところにより算定する。

（1）最低賃金変動率 基準日における最低賃金を、直前の基準日（最初の基準日にあつては履行開始日。次号において同じ。）における最低賃金で除して得た値から 1 を減じた率

（2）物価変動率 基準日において公表されている直近の物価指数を、直前の基準日において公表されていた直近の物価指数で除して得た値から 1 を減じた率

2 前項の期間中に食品その他の物品に係る消費税及び地方消費税の税率の変更があったときは、物価指数は、総務省統計局が公表する消費税調整済指数（山形市の当該類又は品目のものが公表されないときは、別表に定める方法により補正した指数）とする。

3 変動率は、小数点以下第 8 位を四捨五入する。

（総価部分のスライド額）

第 8 条 月額その他の総価で定めた契約金額のスライド額は、次の式により算定した変動額のうち、総価部分の未履行分契約金額（単価で定めた部分を除いた未履行分契約金額をいう。以下同じ。）の 100 分の 1 を超える額とする。

変動額＝直接人件費（未履行分）×（最低賃金変動率－想定率（賃金））＋物品費（未履行分）×（物価変動率－想定率（物価））

2 前項の想定率（賃金）及び想定率（物価）は、特記仕様書で定める年率とし、直前の基準日（最初の基準日にあつては履行開始日）から基準日までの 1 年間について適用する。

3 変動額が負となる場合は、その絶対値のうち総価部分の未履行分契約金額の 100 分の 1 を超える額を減額のスライド額とする。

4 直前の基準日においてスライドにより契約金額を変更した場合は、次の基準日における算定に用いる直接人件費及び物品費（未履行分）は、当該スライド額を変動額の内訳に応じて直接人件費及び物品費に按分し、変更前の額に加減した後の額とする。直前の基準日において契約金額を変更しなかった場合は、変更前の額（第 10 条第 1 項の変更があった場合は、同条第 3 項による額）とする。

（単価部分の変更）

第 9 条 食材費単価その他の単価で定めた部分は、物価変動率から想定率（物価）を減じた率の絶対値が 100 分の 1 を超える場合に、次の式により基準日以降に適用する単価を変更する。

変更後の単価＝変更前の単価×（1＋物価変動率－想定率（物価）÷100 分の 1）

- 2 前項の式中「÷100 分の 1」は、物価変動率から想定率（物価）を減じた率が正の場合は 100 分の 1 を減じ、負の場合は 100 分の 1 を加えるものとする。
- 3 履行期間中の各年度の単価が契約で定められている場合は、基準日以降に適用する各年度の単価にそれぞれ第 1 項の式を適用する。

（他の事由による契約金額の変更との関係）

- 第 10 条 この要領によるスライドは、業務内容若しくは履行方法の変更その他賃金水準又は物価水準の変動以外の事由による契約金額の変更を妨げない。この場合において、当該変更は、履行期間中いつでも、契約書の定めるところにより当院と受託者とが協議して行うことができる。
- 2 受託者は、作業工程の見直し、既製品若しくは加工品の利用その他の事由により直接人件費又は人員配置の変更が見込まれるときは、あらかじめ当院に報告し、変更後の契約金額内訳書を提出して協議しなければならない。この場合において、当該変更が単価で定めた部分に影響するときは、併せて協議する。
 - 3 第 1 項の変更により直接人件費又は物品費の額が変更されたときは、その後の基準日におけるスライドの算定に用いる直接人件費及び物品費（未履行分）は、変更後の契約金額内訳書による額とする。

（協議及び決定）

- 第 11 条 当院は、第 6 条の請求を行い、又は受けたときは、受託者の意見を聴いて協議開始の日を定め、受託者に通知する。ただし、当院が請求を行い、又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しないときは、受託者は、協議開始の日を定め、当院に通知することができる。
- 2 スライド額及び変更後の単価（以下「スライド額等」という。）は、第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、当院と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わないときは、当院が定め、受託者に通知する。
 - 3 スライド額等を算定した結果、変更すべき額がない場合は、スライド額を 0 円として通知し、変更契約は行わない。

（変更契約）

- 第 12 条 当院は、スライド額等が定まったときは、速やかに変更契約を締結する。

（予算との関係）

- 第 13 条 スライドによる契約金額の変更は、予算の範囲内で行う。

（賃金水準の確保）

- 第 14 条 当院は、最低賃金の変動により契約金額を増額したときは、受託者に対し、増額分を従事者の賃金水準の引上げに充てるよう要請する。受託者が業務の一部を再委託している場合は、再委託先においても同様に扱うよう要請する。
- 2 当院は、必要に応じ、前項の取組状況について受託者に報告を求めることができる。

（契約保証金等の取扱い）

- 第 15 条 スライドにより契約金額を変更した場合でも、契約保証金の増額分は徴収しない。延滞金及び違約金は、変更後の契約金額を基に算定する。

（端数処理）

- 第 16 条 スライド額等の算定において生じた 1 円未満の端数は四捨五入し、消費税及び地方消

費税の相当額の算定において生じた 1 円未満の端数は切り捨てる。

(様式)

第 17 条 この要領の実施に必要な様式は、別に定める。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、施行の日以後に公告等を行う契約から適用し、同日前に公告等を行った契約及び締結済みの契約には適用しない。

別表（第 7 条関係） 消費税率の変更に伴う物価指数の補正方法

- 1 補正後の物価指数は、次の式により算定する。
補正後の物価指数＝公表された物価指数÷ $\{1-a \times (1-r) \times m \div 12\}$
- 2 前項の式中の記号の意義は、次のとおりとする。
 - (1) a 当該類又は品目のウェイトに占める、税率が変更された品目のウェイトの割合（「食料」にあつては、「食料」のウェイトから「外食」及び「酒類」のウェイトを除いたものを、「食料」のウェイトで除した値。総務省統計局が公表する山形市のウェイトによる。）
 - (2) r $(1+\text{変更後の税率}) \div (1+\text{変更前の税率})$ 。ここでいう変更前の税率は、税率の変更が行われる前に適用されていた税率とし、基準日及び直前の基準日（最初の基準日にあつては履行開始日）における物価指数は、いずれもこの税率による水準に補正する。
 - (3) m 物価指数の対象年のうち、変更後の税率が適用された月数
- 3 食品に係る軽減税率が令和 9 年 4 月から令和 11 年 3 月まで 8%から 1%に引き下げられる場合、r は $101 \div 108$ となり、m は 2027 年が 9、2028 年が 12、2029 年が 3 となる。
- 4 総務省統計局が消費税調整済指数の算定方法を公表した場合は、この別表にかかわらず、その方法に準じて補正することができる。